四八月秋ノノイル傍(牛赤)		
個人情報ファイルの名称	防災行政無線戸別受信機(個人)受付簿	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	市民生活部 生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	貸与の申請のあった市民について、防災行政無線戸別受信機 の管理のために利用する。	
	1氏名、2住所、3連絡先	
記録項目		
記録範囲	防災行政無線戸別受信機借用申請書を提出した者(令和2年 度以降)	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 矢板市市民生活部生活環境課	
	(所在地)〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

四八月秋ノノイル傳(半赤)		
個人情報ファイルの名称	被害認定調査表(罹災証明発行用)	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	市民生活部 生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	災害により被災された方の罹災証明書の再発行事務	
	1氏名、2住所	
記録項目		
記録範囲	罹災証明の申請を提出した者	(東日本大震災以降)
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 矢板市市民生活部分	生活環境課
	(所在地) 〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	霊園管理システム	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	市民生活部 生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	長峰墓苑の管理のため	
	1整理番号、2氏名、3電話番号、4住所	
記録項目		
記録範囲	長峰墓苑利用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 矢板市市民生活部生活環境課	
	(所在地) 〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイルの名称	畜犬管理システム	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	市民生活部 生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	畜犬及び所有者情報を管理するため	
記録項目	1 所有者氏名、2 所有者住所、3 電話番号、4 登録番号、5 登録年月日、6 犬の種類、7 犬の毛色、8 犬の性別、9 犬の 名前、10 犬の生年月日、11 犬の所在地、12. 予防注射の実 施記録	
記録範囲	犬の所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)矢板市総務部総務記	果
	(所在地) 〒329-2192 矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備  考		

III.		
個人情報ファイルの名称	戸籍システム	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 住所 5. 国籍 6. 戸籍の表示 7. 住所 8. 住定日 9. 民刑事項 10. 身分関係	
記録範囲	矢板市に戸籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出・他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)矢板市総務部総務	課
	(所在地) 〒329-2192 矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)
	政令第21条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	登録印鑑の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 登録番号 2. 登録年月日 3. 氏名 4. 生年月日 5. 男女の別 6住所. 7. 外国人住民の片仮名氏名表記	
記録範囲	印鑑登録者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 矢板市総務部総務	課
	(所在地) 〒329-2192 矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

四八月報ノノイル傳(牛赤)		
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 世帯主 5. 続柄 6. 戸籍の表示 7. 住民となった日 8. 住所 9. 住定日 10. 個人番号 11. 国民健康保険に関する事務	
記録範囲	矢板市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人・他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)矢板市総務部総務	課
0 //   12-0	(所在地) 〒329-2192 矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)
	政令第21条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含 まれているときはその旨	_	
備  考		

四八月取ノノイル傳(牛赤)		
個人情報ファイルの名称	個人番号ファイル	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所 5. 個人番号 6. 個人識別符号	
記録範囲	矢板市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人・他機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及 び所在地	(名 称) 矢板市総務部総務課	
0 //   12.0	(所在地) 〒329-2192 矢板市本町5番4号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		